

府中市庁舎建設検討協議会設置要綱

平成22年6月14日

要綱第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、現庁舎の老朽化等に伴う新庁舎の建設について、現庁舎の問題点を整理し、新庁舎建設に係る基本の方針について協議するため、府中市庁舎建設検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、市長の依頼に応じ、新庁舎の建設に係る事項について検討し、及び協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員20人以内をもって組織する。この場合において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 市民団体等を代表する者 11人以内
- (4) 関係行政機関の職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し、会議への出席その他の方法により意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 検討協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、第 4 条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。